

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

## 共同事業協議会 協定書

### (目的)

**第1条** 日本臨床衛生検査技師会と日本輸血・細胞治療学会(以下、これらを二つの法人を総称して「両法人」という)は、国内の輸血検査技術の向上並びに標準化を目的とした教育プログラムの立案及び実施を目的として、以下の通り共同事業協定書(以下、「本協定書」という)を制定するものとする。

### (協議会)

**第2条** 両法人は、前条の目的を実行するための意思決定及び実施機関として共同事業協議会(以下、「協議会」という)を設置する。

2 協議会は、各法人の会員の中から理事会が選出した各4名以内の同数の委員より構成する。

3 協議会には、議長1名を置く。議長は委員全員の互選により委員の中からこれを定める。なお、議長の選定において協議が整わない場合、前年に議長を選出しなかった法人より議長を選出するものとする。

4 協議会は、議長が必要と判断した場合、随時開催するものとする。この場合、議長は開催予定日の2週間前までに、各委員に対して招集通知を送るものとする。

### (任期)

**第3条** 委員の任期は就任した日から1年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

2 委員が任期途中で退任した場合、退任した委員の属する法人は、後任の委員を選出するものとする。なお、この場合の委員の任期は、退任した委員の残りの任期の満了日までとする。

### (事業)

**第4条** 協議会は、第1条の目的推進のために両法人及び他の関連学会及び関連団体と連携し活動する。

2 協議会は、輸血医学に関する学術プログラムを企画立案し実行する。

- 3 協議会は、「輸血テクニカルセミナー」について企画提案する。
- 4 協議会は、両法人が主催する研修会などで連携する。

#### (運 営)

##### 第5条

- 2 日本臨床衛生検査技師会及び日本輸血・細胞治療学会の共同で開催する。「輸血テクニカルセミナー」の人件費等の経費については、日本臨床衛生検査技師会の規約に準じて計算する。
- 3 日本臨床衛生検査技師会及び日本輸血・細胞治療学会の共同で開催する「輸血テクニカルセミナー」の全ての経費は、参加費事業収入より捻出する。収入及び支出については、次項の実務委員の参加比率でそれぞれの学会が負担する。
- 4 協議会は「輸血テクニカルセミナー」の実務委員数を決定する。実務委員は輸血検査技術講習委員会の委員と日本臨床衛生検査技師会会員で構成する。委員の派遣要請は輸血検査技術講習委員会委員長から協議会に行うものとする。
- 5 日本輸血・細胞治療学会から日本臨床衛生検査技師会各支部主催の研修会等へ要員の派遣を行う。
- 6 日本輸血・細胞治療学会から都道府県技師会主催の研修会等へ要員の派遣を行う。派遣に際し、日本臨床衛生検査技師会および同学会支部は、都道府県技師会への連絡等の協力を行う。

#### (招集及び開催)

第6条 協議会は、協議会議長の招集のもとで開催する。

- 2 協議会は必要時、適宜開催することができる。

#### (議事録)

第7条 協議会は、協議会終了後2週間以内に議事録を作成し日本臨床衛生検査技師会理事会及び日本輸血・細胞治療学会理事会に提出する。

#### (改 廃)

第8条 本協定書の改廃は、協議会の決議と日本臨床衛生検査技師会執行理事会及び日本輸血・細胞治療学会理事会の承認による。

#### 附 則

本協議会運営協定書は、日本臨床衛生検査技師会執行理事会及び日本輸血・細胞治療学会理事会の承認を得て、令和6年8月16日から施行する。

#### 改訂

平成26年2月1日施行

平成27年8月31日改訂

平成28年4月30日改訂

令和元年12月24日改訂

令和4年6月17日改訂

令和6年8月16日改訂